

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正により、同法別表に恩給関係事務及び国会議員互助年金関係事務が規定され、個人番号を利用した情報連携（以下「情報連携」という。）が関係法令上可能となりました。

これを受けて、総務省政策統括官（恩給担当）においては、令和 8 年 4 月から情報連携を実施することによって、恩給等請求手続に必要な提出書類等の一部を省略できるとし、請求者の負担軽減を図ることとしています。

本件は、これを踏まえ、請求書等に個人番号記入欄を追加するなど、恩給給与細則（昭和 28 年総理府令第 67 号）等を改正するものです。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）又は（３）の場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/>) の意見提出フォームから御提出ください。

※e-Gov から提出できる電子ファイルのサイズは 4 MB までとなっています。

#### （２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： onkyukikaku1\_atmark\_soumu.go.jp

総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

### （３）郵送する場合

〒162-8022 東京都新宿区若松町 19-1

総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

## 5 意見提出期間

令和 7 年 11 月 11 日（火）から同年 12 月 10 日（水）まで（必着）

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

## 6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に

不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

#### **連絡先窓口**

総務省政策統括官（恩給担当）恩給管理官室

担 当：御所窪補佐、高田官

電 話：03-5273-1306

電子メールアドレス：onkyukikaku1\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

## 意見書

令和    年    月    日

総務省政策統括官（恩給担当）

恩給管理官室    あて

郵便番号

（ふりがな）

住所（所在地）

（ふりがな）

氏名（法人又は団体名等）（注１）

電話番号

電子メールアドレス

「恩給給与細則等の一部を改正する省令（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注１    法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注２    用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

| 該当箇所 | 御意見 |
|------|-----|
|      |     |